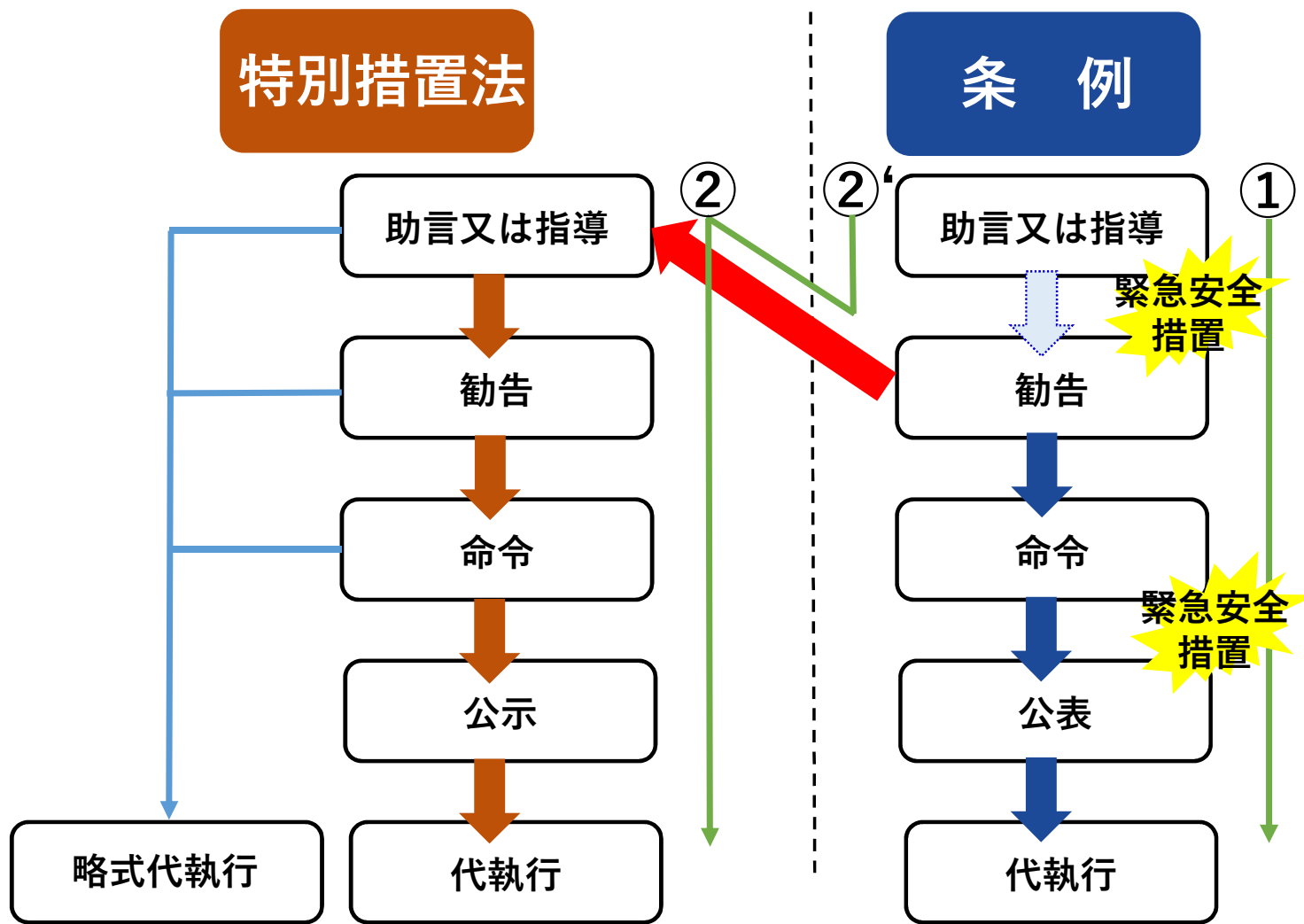


①市の条例と特措法との関係（フロー）

資料 3



①のルート

- ・【条例】に基づく【特定空き家等】に認定された案件。

→『法』に基づく『特定空き家等』に認定されないが、管理不全な状態で近隣に影響を与えているもの

②のルート

- ・『法』に基づく『特定空き家等』に認定された案件。

②'のルート

- ・①で進めていたが途中で『法』に基づく『特定空き家等』に認定された案件

→経年による変化など

『法』に基づく『特定空家等』に認定する案件

・例



所有者 存在

壁面の剥離、屋根瓦の破損
部材の飛散、落下崩落の恐れ



危険個所の解体、補強

剥落した外壁、屋根材の等の撤去・移動
飛散防止養生
開口部の閉鎖

費用 76.7万円

回収方法
記載なし

措置後



【条例】に基づく【特定空き家等】に認定する案件

・例



所有者 存在

敷地内のたけが積雪により垂れ下がり、通行上の支障あり



支障となる枝葉の伐採

費用 16.2万円

回収方法
複数の相続人から回収



『法』に基づく『特定空家等』に認定する案件

・例



所有者 存在

老朽化による建物倒壊の恐れ



当該建物の撤去・処分

費用 410.0万円

回収方法
差押えと公売



【条例】に基づく【特定空き家等】に認定する案件

・例



所有者 存在

屋根材の劣化による剥離



剥離した屋根材等の撤去・移動
飛散の恐れのある屋根材農地付け・撤去

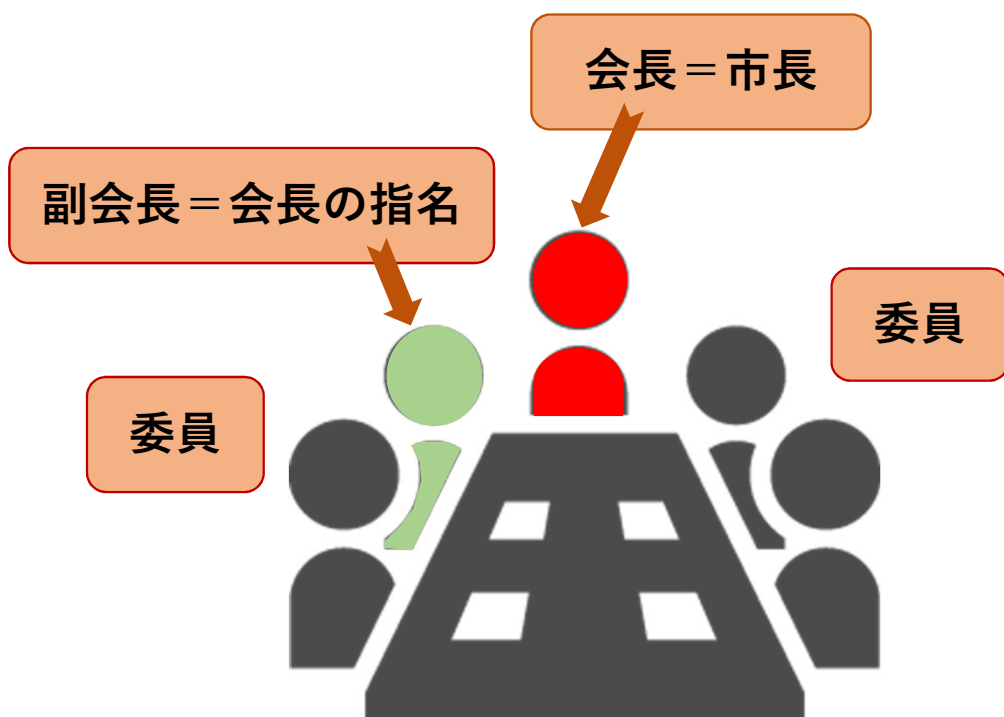
費用 0.2万円

回収方法
所有者から回収



①市の条例と特措法との関係（協議会と審査会の違い）

特別措置法に基づく協議会



条例に基づく審査会

